入　札　説　明　書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成 18 年 4 月 1 日基本規程第 15 号。以下「会計規程」という。）、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成 18 年 4 月 1 日細則第 13 号。以下「契約細則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）　公立大学法人福島県立医科大学
　　理事長　鈴木　弘行

２　入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、福島県（以下「県」という。）の参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第 3 号様式。以下「確認申請書」という。）を下記に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(2) 確認申請書の提出期限及び提出場所

令和８年１１月１７日（火）正午まで

公立大学法人福島県立医科大学事務局医事課病院用度係

５　入札書の提出期限等

(1) 入札書の提出日時及び提出場所

令和８年１１月２６日（木）午前１０時００分

公立大学法人福島県立医科大学　１号館１階　カンファランス１

６　入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第 6 号様式）に必要とする事項を記載し、提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア　条件付一般競争入札参加資格確認通知書(法人からの通知)の写し

イ　委任状（第７号様式）　代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。）

ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。）

７　入札保証金

入札保証金の納付は契約細則第 52 条の準用規定により県の定める福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 249 条第 1 項第 4 号（契約権者を公立大学法人福島県立医科大学理事長（以下「理事長」という。）、県を法人にそれぞれ読み替える。）により免除する。

８　入札方法及び開札等

(1) 開札は、令和８年１１月２６日（木）午前１０時００分

公立大学法人福島県立医科大学　１号館１階　カンファランス１で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記６の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

(5) 初回入札が無効（ただし、下記 12 の(4)～(6)に該当する場合を除く）となったは、再度入札に参加できないものとする。

(6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(7) 開札時に持参する物

ア　開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがある。）

イ　条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第４号様式）の写し

ウ　再度の入札に使用する印鑑

エ 委任状（第７式）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）

オ 予備の入札書用紙（第６号様式）

9　入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）により公立大学法人福島県立医科大学事務局医事課病院用度係に令和８年１１月１３日（金）正午までに説明を求めることができる。

法人は、法人公式ホームページに掲載する方法により回答する。

(2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11　入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1)　上記３の入札参加資格のない者の提出した入札
(2)　この入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札
(3)　委任状を持参しない代理人のした入札
(4)　同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
(5)　記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札も含む）
(6)　金額を訂正した入札
(7)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(8)　同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(9)　明らかに連合(談合)によると認められる入札

13　落札者の決定方法
(1)　契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
　ただし、契約細則第 23 条第１項各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
(2)　落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
　この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(3)　入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、契約細則第31条の規定により随意契約をすることができる。

14　契約保証金
(1)　落札者は、契約金額の 100 分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
(2)　契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第 39 条第３項各号に規定する有価証券を提出することができる。
(3)　福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 229 条第１項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(4)　契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
(5)　契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15　契約書等の作成
(1)　購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から１０日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを

行うこと。

(2)　契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3)　落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16　契約条項

契約書（案）による。

17　異議申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18　苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達する発注者等へ協議又は苦情を申し立てることができる。

19　当該契約に関する事務を担当する窓口

上記４の（2）と同じ。

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成１８年４月１日細則第１３号）抜粋

（競争に参加させることができない者）

第２条　売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第17条に規定する競争に付するときは被補佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（入札保証金）

第８条　競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の3以上の保証金を納めさせなければならない。

２　前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

３　前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

福島県債証券	額面全額
国債証券	額面全額の10分の8
地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8
理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8

（契約保証金）

第39条　契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあっては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

２　前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

３　前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 福島県債証券	額面全額
(2) 国債証券	額面全額の10分の8
(3) 地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8
(4) 理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8

（準用規定）

第52条　法人における契約の一般的約定事項に関しては、会計規程、この細則及び実施要綱に定めるところに抵触しない限りにおいて、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）を準用するものとする。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第２項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6) １件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7) １件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8) １件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の５）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(12) １件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第１号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

(14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(16)　試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
(17)　県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
(18)　貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の減免)
第 249 条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
(1)　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
(2)　一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
(3)　試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(4)　その他別に定めるとき。